

令和2年6月10日

保護者様

神崎市立神崎小学校  
校長 庄 鳴 巖

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の  
出席停止等に関することについて

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に関して、ご理解とご協力をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、県の方針を受け、児童生徒等の出席停止等に関することについて、下記の通り取り扱うこととしました。ご確認の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その時は、改めてお知らせいたします。学校や市のホームページ、学校からの文書やメール等をご確認ください。

記

- 1 「児童生徒等（及び保護者等）が感染予防のために登校しないことを希望する場合は、当分の間これを認め、出席停止等として扱うこと」については、令和2年6月12日（金）までとする。
- 2 次のような場合は、これまで通り出席停止等の扱いとする。

児童生徒等に発熱等の風邪症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させるようにする。また、一度発熱があってもすぐに平熱に戻り、数日後に再度症状が出て発覚する事例が多く報告されていることから、平熱に下がっても数日は自宅に休養するようにする。

児童生徒等の家族に感染の疑いがある場合は、症状がない児童生徒等についても登校しないようにする。